

# ひおき支え合いフォーラム

「困った時はお互いさま」「向こう三軒両隣」とは言うけれど、そもそも“地域で支え合う”ってどういうことでしょう。コロナ禍で交流の機会が減ってきている中、気にかけて合う地域づくりやホンモノの支え合いについて一緒に考えてみませんか？

日にち

令和3年3月3日(水)

時間

午後1時30分～午後3時40分  
(開場午後1時)

場所

日吉老人福祉センター  
(日吉町日置 1132-1)



講演

演題：つながる喜び・つなげる喜び

～コロナ禍で考える「気にかけて合う地域づくり」～

さかい たもつ

講師：ご近所福祉クリエイター 酒井保氏

【プロフィール】1961年広島生まれ。知的障がい者、市町社会福祉協議会、認知症グループホーム・小規模多機能施設の施設長職を経て、2014年8月に「ご近所福祉クリエイション」を創設。著書に『「見守り活動」から「見守られ活動」へ～住民歴書とエコマップのすすめ～』『コロナ下で考える 気にかけて合う地域づくり～地域を元気にする生活支援コーディネーターと協議体』（いずれもCLC刊）



お宝自慢&表彰



日置市には「お宝」がいっぱいじゃ

暮らしの中にある自然な支え合いを地域の「お宝」として、自慢（紹介）していただきます。どこの「お宝」が表彰されるかは、お楽しみに！

## ◆申込み方法◆

下記申込先へ電話にてお申し込みください。 ※締切日：2月25日(木)

※このフォーラムは「高齢者元気度アップポイント事業」の対象です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加時は必ずマスク着用をお願いします。

※今後の新型コロナウイルス感染状況等により、中止または延期の可能性もあります。



お申込み・お問い合わせ先

日置市地域包括支援センター

電話：248-9423

日置市社会福祉協議会（本所）

電話：246-8561

# 助成期間終了間近！

高齢者を対象にした  
肺炎球菌ワクチン  
の接種費用の助成期間は



令和3年3月31日までです

## 対象者

接種を希望し、過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)を接種したことがない、次に該当する方。



昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの方

昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方

昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方

昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの方

昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの方

昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれの方

大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの方

大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれの方

60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器又は免疫の機能の障がいがある身体障害者手帳1級に該当する方

## 自己負担金

接種費用 8,000 円のうち、  
**4,000 円** ※生活保護受給者は無料

## 接種回数

1回

## 受け方

予診票が必要です。  
事前に医療機関へ予約をして接種してください。



裏面も  
ご覧ください

対象年齢の方へ、令和2年3月末に予診票を郵送しました。ご確認ください。

平成26年度から高齢者の肺炎の発生と蔓延を防ぐことを目的に、原則65歳の方を対象に肺炎球菌感染症の定期予防接種が始まりました。経過措置として66歳以上の方に初回接種の機会を提供するため、令和5年度まで対象者を拡大して実施しています。

今年度に対象となる生年月日の方へ、令和2年3月末に予診票を郵送しました。これまでに1度も接種を受けたことのない方で、希望される場合は接種してください。

なお、定期接種の対象となる生年月日は毎年度異なり、接種費用の助成は1回限りです。費用助成は今回しかないため、この機会を逃さないようご注意ください。

※ 過去に肺炎球菌ワクチン「ニューモバックスNP(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)」を接種された方は、今回の定期予防接種の助成を受けることはできません。

また、5年以内の再接種は副反応が出やすいため、必ず過去の接種歴をご確認ください。



## 肺炎球菌感染症の症状

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では、鼻や喉の奥に菌が常在しています。これらの菌が、体調を崩し免疫力が低下した時や、風邪をひいた後などに体内に侵入し、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

なお、肺炎はわが国の死亡原因の第3位となっています。日常的に生じる成人の肺炎のうち、1/4～1/3は肺炎球菌が原因と考えられています。

## 肺炎球菌感染症を予防するワクチン

肺炎球菌には93種類以上の血清型があり、接種される「ニューモバックスNP(23価肺炎球菌ポリサッカライドワクチン)」は、そのうちの23種類の血清型に効果があります。また、この23種類の血清型は、成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の約7割を占めるという研究結果があります。

## 肺炎球菌ワクチンの副反応

肺炎球菌ワクチンは、接種してから抗体(免疫)ができるまで、約3週間かかります。接種した部位が赤くなったり、腫れたり、熱を持ったり、痛むことがあります。通常2～3日で治まります。まれに報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、ギランバレー症候群、蜂巣炎様反応等があります。また、過去5年以内に接種されたことのある方が、再度接種された場合、注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が、初回接種よりも頻度が高く、程度が強くと報告されています。

### 【お問合せ先】

日置市市民福祉部健康保険課保健予防係 099-248-9421(直通)

# 介護保険だより

高齢者の安心生活を支える

発行  
日置市介護保険課 Tel. 272-0505  
(地域包括支援センター) Tel. 248-9423



## 福祉用具の活用について

安心した生活を送るために、介護保険を利用した福祉用具の貸与（レンタル）サービスがあります。福祉用具は身体の状態に合ったものを選択し、ケアプランや福祉用具貸与計画を作成してもらう必要があるため、利用を希望される場合は必ず担当のケアマネジャーにご相談ください。

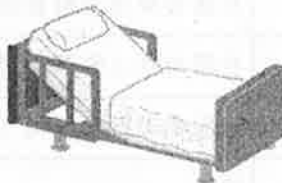
また、福祉用具は商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、貸与価格の上限が設定されています。利用者負担は、貸与価格の1割から3割（利用者負担割合証に記載の割合）です。

①車いす



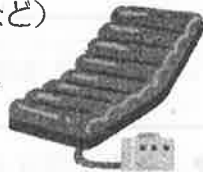
②車いす付属品  
(電動補助装置など)

③特殊寝台



④特殊寝台付属品  
(サイドレールなど)

⑤床ずれ防止用具



⑥体位変換器

⑦手すり  
(工事を伴わないもの)



⑧スロープ  
(工事を伴わないもの)

⑨歩行器



⑩歩行補助つえ

⑪認知症老人  
徘徊探知機器



⑫移動用リフト  
(つり具を除く)

⑬自動排泄処理装置

①から⑥、⑪⑫の福祉用具は、原則として要介護2・3・4・5の方のみ利用できます。

⑬の福祉用具は、尿及び便が自動的に吸引されるもの（尿のみを吸収するものは除く）が対象で、原則として要介護4・5の方が利用できます。

## ☆認知症老人徘徊探知機器について

認知症のある高齢者等が離床や屋外に出ようとした時に、センサーにより感知し、家族等へお知らせするものです。一部の商品では、GPSを使用し、自宅から離れたところでもおおよその場所が分かるものもあります。

(※ただし、GPS通信にかかる費用や基本使用料等は介護保険の対象とはなりません)



(利用者家族の声)

散歩が趣味で、たまに自宅が分からなくなることがあります。姿が見えなくなった時に、すぐに見つけることができるので、本人も家族も安心です。



GPS装置



普段履いている靴などに取り付けます。

## 認知症になっても安心して過ごし続けるために



今後、更なる認知症の増加が予測され、今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気です。適切な治療やケアによって、進行が緩やかになる場合や症状が緩和する場合もあり、早期受診と治療・適切な対応が大切です。

### 最近、こんな事ありませんか？

- 置いた場所がわからなくなることがある
- 5分前に聞いた話が思い出せない
- テレビの内容が理解できなくなった
- 些細なことで怒りっぽくなった
- 自分の生年月日がわからないことがある
- 日中ボーっとする時間が長い

～チェックしてみましょう☑✎～



※該当する場合は早めにかかりつけ医や以下の相談窓口へ相談することをお勧めします。

### ＜ 認知症の相談窓口 ＞

名称	住所	電話番号	
日置市地域包括支援センター	日置市伊集院町郡1丁目100番地	248-9423	
伊集院地域	伊集院在宅介護支援センター寿福園	日置市伊集院町下神殿224番地2	273-1717
日吉地域	伊集院在宅介護支援センターやはずの里	日置市伊集院町飯牟礼369番地1	273-8215
東市来地域	東市来在宅介護支援センター	日置市東市来町長里360番地1	274-3770
吹上地域	吹上町在宅支援センター喜楽奈村	日置市吹上町湯之浦2758番地	296-2255
認知症の人と家族の会	鹿児島市鴨池新町1-7	257-3887	
若年性認知症相談窓口(鹿児島県開設)	同上	251-4010	

ひとりで悩んでいませんか？ お気軽に相談ください。

## 認知症フォーラム ～ひとりじゃない♥みんなで支える認知症～

10月31日(土)、日置市文化会館にて認知症フォーラムを開催しました。感染拡大防止に努めながら講話、体験発表、コーナーやクイズラリー等にて認知症についての正しい理解の普及・啓発を行い、208名の方にご来場いただきました。認知症カフェ参加者や介護認定を受けている方の作品の展示にも行い、本人発信の場の必要性を改めて感じるフォーラムとなりました。来場者一人ひとりが認知症を他人事ではなく自身のこととして考え、理解を深める良い機会となりました。

医療法人 みゆき会  
グループホームひおきの里  
管理者 別府 美奈子  
日置市介護(予防)サービス提供  
事業所連絡会会長

平成24年5月から、グループホームひおきの里に勤務しています。  
介護福祉士を取ってすぐでしたので、現場経験も少なく、また、認知症の方を支援するということが初めてでしたので、相手の事を理解することが難しく、何でも支援してしまっていました。  
でもそれは、残っている機能を活かすことなく、やる気をも奪っていたのです。自立支援に向けて、できる事は自分でしてもらう事こそ大切なことで、住み慣れた場所でいきいきと生活してもらえよう今は取り組んでいます。  
そして、コミュニケーションをとることが何よりも大切です。お話をすることで昔の事や家族の話しを聞く事ができ、いつの間にかお互い笑顔になっています。  
笑顔を忘れずに、敬う心も忘れず、人生の先輩に寄り添いながら学んでいけるこの仕事に誇りを  
持って頑張っていこうと思っ  
ています。



# 回覧

## 令和3年度市町村交通災害共済の加入 申込みについて（お知らせ）

このことについて、別添のとおり御案内しますので、加入希望の方は、下記のとおりお申し込みください。

また、今年度加入されている方には、2月18日（木）以降に加入申込書を郵送しますので、その加入申込書によりお申し込みください。

### 記

- 1 加入申込みの受付は、本庁総務課又は各支所地域振興課でできます。  
※新規加入又は、加入申込書兼納付書の再発行が必要な方は、備え付けの加入申込書を記入していただきます。その際、本人確認を行います。  
必ず、本人確認ができるものを持参してください。
- 2 受付期間 令和3年2月19日（金）から令和3年3月31日（水）まで  
※4月1日以降に加入を希望される場合は、掛け金を納入した翌日からの加入となります。
- 3 掛金 1人500円（加入申込み時にお支払いください。）
- 4 その他 令和2年度より行政嘱託員制度が廃止になったことから、加入申込みは、原則、市役所窓口のみとなっております。
- 5 お問合せ先
  - (1) 本庁総務課秘書広報係 電話248-9401(直通)
  - (2) 東市来支所地域振興課自治振興係 電話274-2112(直通)
  - (3) 日吉支所地域振興課自治振興係 電話292-2112(直通)
  - (4) 吹上支所地域振興課自治振興係 電話296-2112(直通)

市町村

# 交通災害共済



家族みんなで加入しましょう!



年間掛金

500円

見舞金

最高

100万円 (死亡の場合)

ひとり年額500円です。途中加入も同額です。

災害見舞金

1等級…100万円 2等級…18万円 3等級…13万5千円 4等級…11万5千円 5等級…9万5千円  
6等級…7万5千円 7等級…5万5千円 8等級…3万5千円 9等級…2万5千円

共済期間

令和3年4月1日～翌年3月31日

申込みは3月中に市町村等へ

申込期間を過ぎても途中加入できます。  
その他くわしいことはお住まいの市町村窓口でおたずね下さい。

鹿児島縣市町村総合事務組合

# 市町村交通災害共済制度のあらまし

## ●加入できる方は

4月1日現在で組合加入市町村に住民登録をしている方は、年齢に関係なく誰でも加入できます。

また、学校への通学・出稼ぎなどで一時的に転出される方でも、市町村長の認める方は加入できます。

## ●共済掛金は

1年ごとに加入者1人につき500円です。中途加入者についても同額です。

共済期間開始後の転出・死亡の場合、掛金は返還されません。

## ●共済期間

令和3年4月1日から翌年3月31日までです。

ただし、4月1日以降に加入された方は、市町村で受理した日又は、掛金を振込まれた日の翌日から翌年3月31日までです。

## ●加入申込み方法は

加入申込みは現在お住まいの市町村単位で行っております。

市町村によって自治会等の世話人を通す場合や、金融機関での振込による場合がありますので、ご不明な点がございましたら市町村の窓口にお問い合わせください。

## ●災害見舞金が支給される交通事故

日本国内で自動車、原動機付自転車、自転車、汽車、電車、身体障害者用の車いす、定期旅客船、旅客運送の用に供する交通船、旅客機等により、接触、衝突、転覆等の交通事故（自損事故を含む。）に遭われて、それが原因で身体に傷害を受けた場合です。

なお、身体の傷害には精神の障害は含みません。

## ●災害見舞金が支給されない交通事故

- (1) 自殺行為による事故
  - (2) 故意による事故
  - (3) 天災などに直接起因した事故
  - (4) トラクター・耕運機・ブルドーザーなど作業用特殊自動車で作業中に起きた事故
  - (5) 庭先・湖畔・田畑・工場内・作業場・遊園地内の遊戯施設など道路以外の場所で起きた事故
  - (6) 駐車中など、車の運行（交通）にかかわらず起きた事故
  - (7) 子供用三輪車など車両以外のものによる事故
  - (8) 無免許運転、飲酒運転による事故
- ※ これらの事情を知りながら同乗した場合を含む
- (9) 犯罪行為による事故（犯罪目的での運転、盗難車の運転等）



## ●災害見舞金の一部が支給されない交通事故

- (1) 本人の著しく速度制限に違反した運転による事故
- (2) 不正に災害見舞金の支払を受けようとしたとき
- (3) 正当な理由なく傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき
- (4) 管理者が、災害見舞金の支払を著しく不相当と認めたとき

## ●災害見舞金の請求方法は

加入者又はその遺族が請求書に次の書類を添えて市町村窓口へ提出してください。

- (1) 災害見舞金請求書兼同意書
- (2) 加入者証兼領収書
- (3) 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（取れないときは、交通事故申立書）
- (4) 診断書（死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書）  
※他保険に提出した診断書の写しを使用する場合、原本証明が必要です。  
（ただし、入通院した月・日が分かるもの）
- (5) 死亡の場合は戸籍謄本
- (6) 委任状（但し、代理人や遺族代表者が請求する場合のみ）
- (7) □座振込依頼書  
※請求書、その他関係用紙は加入された市町村の窓口にありますので印鑑を持参のうえお越してください。

## ●災害見舞金の請求期限は

事故発生日から2年以内です。

（2年を超えてから請求されると災害見舞金はお支払いできません）

## ●災害見舞金の額は

等級	災害の程度	見舞金額
1等級	死亡の場合	1,000,000円
2等級	治療実日数 <b>180日</b> 以上の傷害	<b>180,000円</b>
3等級	治療実日数 <b>150日</b> 以上 <b>180日</b> 未満の傷害	<b>135,000円</b>
4等級	治療実日数 <b>120日</b> 以上 <b>150日</b> 未満の傷害	<b>115,000円</b>
5等級	治療実日数 <b>90日</b> 以上 <b>120日</b> 未満の傷害	<b>95,000円</b>
6等級	治療実日数 <b>60日</b> 以上 <b>90日</b> 未満の傷害	<b>75,000円</b>
7等級	治療実日数 <b>30日</b> 以上 <b>60日</b> 未満の傷害	<b>55,000円</b>
8等級	治療実日数 <b>15日</b> 以上 <b>30日</b> 未満の傷害	<b>35,000円</b>
9等級	治療実日数 <b>7日</b> 以上 <b>15日</b> 未満の傷害	<b>25,000円</b>

※治療実日数とは、医療機関で治療を受けた日数をいいます。

※交通事故証明書（照合記録簿の種別が人身事故であるもの）がない場合は、1等級下位の等級になります。

（但し、1等級及び9等級の場合は除きます。）

※事故に遭ったときは、自転車などの自損事故でも警察に届けましょう！！

※本組合では、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の施術日数は、医師の指示による場合に対象とする。

- 問1** 加入申し込みは1人1口となっているが、保険会社などの交通災害保険に入っていると、この共済に加入できないのか。
- 答** 民間保険会社の交通災害保険に加入されている方でも関係なく加入できます。ただし、この組合で2口以上加入することは認めておりません。
- 問2** バスや電車に乗車中自分の過失による事故は対象とされないが、車内で転倒してけがをしてもだめか。
- 答** バスや電車に乗っていて、バスや電車が衝突事故をさけようとして急ブレーキをかけたため、乗客が倒れてけがをした場合などは見舞金をお支払いします。  
普通の運行状態で車内で転倒したような場合とか、他の乗客とのけんかとか、荷物にぶれてけがをしたような場合は対象となりません。
- 問3** 交通事故証明書を必要とするのはなぜか。
- 答** 原則として交通事故が起きた場合、すみやかに警察へ届け出る義務があります。交通事故を立証するために事故証明書が必要となります。  
(事故証明書〈照合記録簿の種別が人身事故であるもの〉がなく事故申立書による場合は、1等級及び9等級を除き当該等級の直近下位の等級の額となります。)
- 問4** 道路上を歩行中、前方より自動車が猛スピードできたのでよけようとしてけがをした場合対象となるか。
- 答** 対象となりません。
- 問5** 一度交通事故でけがをし、その治療中にまた交通事故でけがをした場合はどうなるか。
- 答** 共済加入期間中であれば、事故によりけがを受けたつど、別個の事故として見舞金をお支払いします。この場合、一度目の事故の治療期間は、二度目の事故発生の日の前の治療期間までとします。
- 問6** 見舞金の請求はいつの時点ですればよいか。
- 答** 事故に遭われた日から2年以内であればいつでも請求できます。  
事故日より2年以内に請求しなければ無効となりますので、2年を超える通院を要する場合でも必ず1度請求してください。
- 問7** 足を骨折し全治40日を要したが、入院せず家でギプス固定で療養したため、実通院日数は5日間だった場合は、見舞金の対象にならないのか。
- 答** ギプス等の固定期間については、装具の種類や骨折の部位によって入院日数に換算できる場合がありますので、個別に組合までお問い合わせください。
- 問8** 役場駐車場の通路部分で交通事故にあった場合は対象になるか。
- 答** 道路以外の場所で起きた事故であっても、役場駐車場のように一般に開放され人や車両が自由に往来していると客観的に認められる場所は、一般交通の用に供する場所として道路と同様に取り扱われるので対象となります。
- 問9** キャリーカーを押して歩行中に転倒してけがをした場合は対象になるか。
- 答** いわゆるキャリーカーは車両と認められていないので、対象となりません。

**【個人情報の利用目的】**

本組合が取得した個人情報は、共済契約の締結、維持管理、災害見舞金の支払い、その他共済事業の充実に関わる目的に限って利用させていただきます。